

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、大きな被害をもたらしてきました。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響を及ぼし、日本経済に大きな打撃を与えています。さらに、医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生しました。

また、今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されています。東日本大震災の際には、道路をふさぐ震災ガレキの撤去が遅れたため、支援物資の輸送にも遅れが生じました。また、被災地方自治体の機能停止も問題となりました。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきました。しかし、従来の法体系には限界があることが判明しました。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害は、どこの自治体であっても被災地になりえます。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題であります。

国家の最大の責務は、緊急時において、国民の命と生活を守ることにあります。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには、根拠規定たる憲法について、国会が建設的な議論に取り組むことを期待しています。

よって、江戸川区議会は、国会において緊急時における憲法のあり方について、建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月30日

江戸川区議会議長 福本光浩

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

総務大臣、法務大臣、内閣官房長官 あて